

人材紹介業務に関する契約書

(以下、甲という)と、talentgate株式会社(以下「乙」という。)は、甲の依頼に基づき、乙が甲に対して行う人材紹介業務に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

甲は、第2条1項に定める業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (業務内容)

- 乙は、以下の各号に掲げる業務(以下「本業務」という。)を行う。
 - 甲の人材採用計画の内容を把握し、甲のニーズに合致した人材の探索及び紹介業務(以下、乙が甲に紹介した人材を「紹介者」という。)
 - 甲が必要とする人材の募集、探索、調査、面接、選考、採用決定に至るまでの人事に関するコンサルティング業務
 - 上記1号及び2号に付随関連する業務
- なお、本業務における人材の「紹介」とは、乙が、甲の依頼に基づき探索、選定した人材について、当該人材の特定及び初期審査に足る情報(氏名、職務経歴等の基本情報)を甲に提供することをいい、甲による当該情報の受領日(電子データの場合には受信日)をもって「紹介日」とする。
- 乙は、本業務を誠実に遂行するとともに、甲が要求した場合その他適宜甲に業務状況を報告するものとする。
- 乙は、本業務を、職業安定法及び有料職業紹介事業の許可基準に定める「個人情報の収集、保管及び使用についての留意事項」のほか、関係法令等を遵守し行うものとする。

第3条 (成功報酬)

- 甲による採用が決定した紹介者(以下「採用決定者」という。)が内定承諾に至った場合、又は、紹介者が紹介日より1年以内に甲に入社した場合、成功報酬が発生するものとする。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - 乙による採用決定者の紹介以前に、当該採用決定者本人から応募の意思表示を受けていた場合
- 乙が本契約に基づき甲に紹介した紹介者が、前項に定める期間以内に甲のグループ会社(以下「採用会社」という。)によって採用された場合、本項各号の要件を満たす場合には、依頼会社及び採用会社のいずれにおいても成功報酬支払い義務は発生しない。
 - 紹介者が採用会社に応募した経緯が、乙の甲に対する本業務の提供から独立していること(採用会社従業員によるリファラル、採用会社のイベントや人材募集ページをきっかけとした応募等)
 - 採用会社が、甲から紹介者に関する情報の共有を受けておらず、乙による紹介の事実について知らなかったこと
- 第1項の成功報酬額は、下記に定めるものとする。

成功報酬(税別) = 理論年収 × 35%

※理論年収 = 月額固定給 × 12ヶ月

※但し、賞与制を採用する場合は、賞与算定基準額×賞与算定支給月数を理論年収に合算するものとする。

※月額固定給 = 「基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当などその他諸手当」で算出する。

但し、通勤手当や超過勤務手当(残業手当)等変動する手当では含まれないものとする。

※割増賃金が固定で支払われる場合は、月額固定給に含まれるものとする。

- 本契約締結後に別途個別契約を締結した場合、個別契約書の内容を優先するものとする。

第4条 (成功報酬の支払)

- 甲は、採用決定者の内定承諾月の属する月の翌月末日に、前条の成功報酬を乙の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 (成功報酬の返還)

- 採用決定者が甲に入社後、自己都合若しくは採用決定者の責に帰すべき事由により退職に至った場合

又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙は甲に対し以下の各号に定める通り成功報酬を返還するものとする。

- 1 入社後1ヶ月以内 : 成功報酬の80%相当額
- 2 入社後1ヶ月超～2ヶ月以内 : 成功報酬の50%相当額
- 3 入社後2ヶ月超～3ヶ月以内 : 成功報酬の20%相当額

2. 前項の成功報酬の返還は、採用決定者の退職又は解雇日から起算して30日以内に、甲の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第6条（個人情報保護）

1. 甲及び乙は、「個人情報の保護に関する法律」ほか関連法規及び関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に遵守し、個人情報につき適正な取扱いを図るものとする。
2. 乙は、甲が採用選考するにあたって必要とする限度において、紹介者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「紹介者情報」という。）を甲に対して開示・提供するものとする。
3. 甲は、前項に基づき乙より提供された紹介者情報を厳に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、同意なく本契約中及び本契約終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。

第7条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約締結の前後を問わず、本契約の事実及びその内容、並びに本契約に関し相手方より提供されたか又は知り得た人事上、業務上その他の一切の情報（以下「機密情報」という。）を、本契約中及び本契約終了後も厳に秘密として保持し、本契約目的以外で使用してはならず、かつ、相手方の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、個人情報を除き、次の各号の一に該当する情報は機密情報にあたらぬものとする。
 - 1 受領時に既に公知であった情報
 - 2 開示後、受領当事者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - 3 開示時に受領当事者が既に保有していた情報
 - 4 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 5 機密情報を使用することなく正当に作成した情報
2. 前項にかかわらず、機密情報の受領当事者は、機密情報を使用する必要がある自己又はグループ会社の役職員、及び、弁護士、公認会計士、税理士その他法律上守秘義務を負う者に対して、必要な範囲内において機密情報を開示することができる。この場合、当該第三者においては本条と同様の機密保持義務を課すものとし、当該第三者の義務違反につき責任を負うものとする。
3. 第1項にかかわらず、機密情報の受領当事者は、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他被開示者を規制・監督する権限を有する者の裁判、規則又は命令により秘密情報の開示を求められた場合、これらの者に対して、必要最小限の範囲において、機密情報を開示することができる。かかる開示を行った場合、受領当事者は、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。
4. 甲及び乙は、本契約終了時又は本契約上不要として相手方が要求した際は、機密情報を使用してはならず、当該機密情報を相手方の要求に応じ返還又は破棄消去等必要な措置を行うものとする。

第8条（情報利用について）

1. 甲は、乙が甲に対する本業務の利用状況について、乙の事業活動に利用することについて予め同意するものとします。
2. 前条にかかわらず、乙は、甲の機密情報および個人情報を、当社および当社グループ各会社（子会社関連会社・関係会社を含みます。以下、「グループ会社」といいます）のサービスを紹介する目的のためグループ会社を開示の上、共同利用できるものとします。ただし、乙は、共同利用する情報を当該目的のために必要な範囲（本契約の存在および甲より取得した名刺情報等）に限定するものとします。また、共同利用するグループ会社を乙のホームページ上の「会社概要」に掲載することにより特定するものとします。
3. 乙は、前項に基づきグループ会社を開示した機密情報および個人情報に関し、グループ会社の当該情報の取扱いについて責任を負うものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ず

る者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準じる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前2項の確約に反する表明又は行為をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。なお、当該解除は解除当事者の相手方に対する損害賠償を妨げない。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し解除により生じる損害について、一切の請求を行わない。

第10条(勧誘禁止)

甲又は乙は、本契約期間中において、相手方の従業員に対して、直接又は間接に転職のための勧誘、又はこれに類する行為を行ってはならない。

第11条(契約の解除)

甲及び乙は、相手方が本契約に違反し相当期間を定めた催告後も当該違反が是正されない場合、その他本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨を通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第12条(権利義務の譲渡の禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意のない限り、本契約により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させないものとする。

第13条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約に関連して、相手方に損害が生じた場合には、相手方に対しその一切の損害の賠償責任を負うものとする。

第14条(契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より異議がない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、第6条から第9条、第13条から本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第15条(完全条項)

本契約は、本契約の対象事項に関する甲及び乙の間の完全なる合意を規定し、本契約の対象事項に関して当事者間に既に存在するその他の全ての口頭、書面またはその他の形態による合意に優先するものとする。なお、本契約締結より前に、甲及び乙との間で人材紹介業務に関する業務委託契約を締結していた場合、本契約の締結をもって当該契約は合意解除により終了したものとする。

第16条(準拠法及び管轄)

本契約は、日本国法に準拠して解釈される。また、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条(協議解決)

本契約に定めのない事項に関しては、都度甲及び乙が誠実に協議の上これを解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。甲及び乙の合意により、電磁的記録に対する電子署名により本契約締結の証とする場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙がそれぞれ電子署名の上、各自その電磁的記録を保有する。

{{1:契約締結日}}

(甲)

(乙) 東京都港区白金5-12-23
talentgate株式会社
代表取締役 井村 拓